●東京都告示第千二百七十九号

1

表する。

十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公

の東京都補正予算を、地方自治法

(昭和二十二年法律第六

令和三年十月十三日東京都議会の議決を得た令和三年度

0

日刊 (日曜日、 土曜日、 休日休刊

(第17443号)

発 行 東京都

告

目

次

○令和三年度東京都補正予算の公表………………

-----(財務局主計部議案課)

 $\ddot{:}$ 

○生活保護法による介護機関の指定…………… ……………(福祉保健局生活福祉部保護課)

(福祉保健局健康安全部薬務課

:

 $\prec$ 

Ŧ.

般国道の区域変更(二件)…………………

(建設局道路管理部路政課)…

七

○開発行為に関する工事完了…………………

公

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二 …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) …………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

 $\overline{\circ}$ 

 $\overline{\circ}$ 

告

示

令和3年度東京都一般会計補正予算

予 算 総 則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ336,330,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,009,113,404千 円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

令和三年十月二十一日

東京都知事 小 池 百 合

子

## 第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科款	項	既定予算額	補正予算額	計
08 国庫支出金		3,303,913,226	309,633,153	3,613,546,379
	01 国庫負担金	217,079,137	5,679,754	222,758,891
	02 国庫補助金	3,070,324,636	303,953,399	3,374,278,035
11 繰入金		1,150,147,417	26,697,693	1,176,845,110
	03 基金繰入金	1,138,415,493	26,697,693	1,165,113,186
歳	入 合 計	10,672,782,558	336,330,846	11,009,113,404

### 歳出

(単位 千円)

Г				(単位 千円)
科 款	項	既 定 予 算 額	補正予算額	計
02 総務費		243,379,454	4,277,622	247,657,076
	05 区市町村振興費	121,978,566	4,237,622	126,216,188
·	07 防災管理費	14,140,379	40,000	14,180,379
08 福祉保健費		1,742,807,903	325,196,803	2,068,004,706
	02 医療政策費	54,403,466	487,726	54,891,192
	04 生活福祉費	158,755,912	18,296	158,774,208
	06 少子社会対策費	324,762,597	1,377,929	326,140,526
	07 障害者施策推進費	202,873,700	454,743	203,328,443
	08 健康安全費	364,018,478	314,234,728	678,253,206
	09 施設整備費	48,789,101	8,623,381	57,412,482
09 産業労働費		3,266,138,070	4,996,076	3,271,134,146
	03 商工業振興費	537,668,366	4,686,377	542,354,743
	05 労働費	48,718,814	309,699	49,028,513
12 教育費		863,695,000	1,106,000	864,801,000
	01 教育管理費	40,377,000	790,000	41,167,000

3

科 款	項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	· #1
	03 高等学校費	143,123,000	244,806	143,367,806
	04 特別支援学校費	85,758,000	71,194	85,829,194
13 学務費		235,683,000	474,000	236,157,000
	02 私立学校振興費	211,141,000	474,000	211,615,000
17 諸支出金		1,713,621,091	280,345	1,713,901,436
	02 他会計支出金	1,206,269,071	280,345	1,206,549,416
歳	出 合 計	10,672,782,558	336,330,846	11,009,113,404

### 令和3年度東京都病院会計補正予算

(総則)

第1条 令和3年度東京都病院会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量

第2条 令和3年度東京都病院会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

					(	既定予算	定量	)		(補正子	·定量)		(計)	
1 患者	数													
普	通	入院	延		1,	208,	8	45人		12,	080人	1,	220,	925人
合	計	入院	延		1,	569,	1	00人		12,	080人	1,	581,	180人
(収益的収	ス及び支	(出)												
第3条 予	算第3条	に定めた	と収益的収入及	.び支	出の	予定額	至、	次のとおり補正する。						
(科	l 🗏	)			(	既定予范	主額	)		(補正子	定額)		(計)	
収入														
第1款	病院事業	収益		1 8	2,	352,	7	5 5 千円	2,	367,	309千円	184,	720,	064千円
	第1項	医業収益	É	1 5	6,	340,	4	6 5 千円	1,	256,	409千円	157,	596,	874千円
	第2項	医業外心	又益	2	6,	012,	2	90千円	1,	110,	900千円	27,	123,	190千円
		収入合語	t	1 8	2,	352,	7	5 5 千円	2,	367,	309千円	184,	720,	064千円
支出														
第1款	病院事業	費用		18	2,	352,	7	55千円	2,	367,	309千円	184,	720,	064千円
	第1項	医業費用	Ħ	1 8	0,	214,	9	8 1 千円	2,	367,	309千円	182,	582,	290千円
		支出合計	+	1 8	2,	352,	7	5 5 千円	2,	367,	309千円	184,	720,	064千円
(他会計が	らの補助	]金)												

第4条 予算第8条の一般会計から補助を受ける金額「40,401,091千円」を「40,681,436千円」に改める。 (たな卸資産購入限度額) 第5条 予算第9条のたな飼資産購入限度額「29,850,186千円」を「30,113,186千円」に改める。

### 令和3年度東京都一般会計補正予算

### 予算総則

令和3年度東京都一般会計の補正予算(第16号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,305,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,019,419,304千円
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1号歳入歳出予算補正」による。

### 第1号 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

科	Ħ	既 定 予 算 額	補正予算額	<del>š </del>	
款	項	以 足 1′ 异 彻	畑 正 」 昇 仭	p	
08 国庫支出金		3,613,546,379	886,400	3,614,432,779	
	02 国庫補助金	3,374,278,035	886,400	3,375,164,438	
11 繰入金		1,176,845,110	9,419,500	1,186,264,610	
	03 基金繰入金	1,165,113,186	9,419,500	1,174,532,686	
歳	入 合 計	11,009,113,404	10,305,900	11,019,419,304	

歳出

(単位 千円)

科款	項	既 定 予 算 額	補 正 予 算 額	計
09 産業労働費		3,271,134,146	10,305,900	3,281,440,046
	03 商工業振興費	542,354,743	10,305,900	552,660,643
歳	出 合 計	11,009,113,404	10,305,900	11,019,419,304

## ●東京都告示第千二百八十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等及の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等とか。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年十月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

事業所の所在地

東京都町田市南成瀬7-14-1

東京都町田市南成瀬7-14-1

東京都東大和市上北台3-344-3

東京都東大和市上北台3-344-3

東京都立川市若葉町3-3-3 SKYビル5

東京都立川市若葉町3-3-3 SKYビル5

東京都多摩市落合1-44 多摩中央セン ター1号館銀行棟3階302号室

東京都多摩市落合1-44 多摩中央セン ター 1 号館銀行棟3階302号室

東京都府中市白糸台2-12-3

東京都府中市白糸台2-12-3

東京都練馬区大泉学園町7-19-17

東京都練馬区大泉学園町7-19-17

事業所の名称

町田産婦人科 菜の花クリニック

町田産婦人科 菜の花クリニック

あすなろ調剤薬局

あすなろ調剤薬局

つぼみ薬局

つぼみ薬局

鈴木慶やすらぎクリニック

給木磨やすらぎクリニック

ぐるーぷほーむ 白糸台

ぐるーぷほーむ 白糸台

大泉学園さくらの家

大泉学聞さくちの家

指定年月日

令和3年6月1日

令和3年9月1日

令和3年9月1日

令和3年9月1日

令和3年7月1日

令和3年7月1日

令和3年9月1日

令和3年9月1日

令和3年9月1日

令和3年9月1日

令和3年9月1日

令和3年9月1日

サービスの名称

介護予防居宅療養管理指導

介護予防居宅療養管理指導

通所リハビリテーション

居宅療養管理指導

介護予防通所リハビリテーション

介護予防居宅療養管理指導

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護

个護予防認知症対応型共同生活介護

居宅療養管理指導

居宅療養管理指導

1333226289 医療法人社団菜の花会

1333226289 医療法人社団菜の花会

1344650586 あおい調剤薬局株式会社

1313024460 医療法人社団新緑会

1313024460 医療法人社団新緑会

1345051024 アイラム株式会社

1345051024 アイラム株式会社

1393800139 株式会社コナウィンズ

1393800139 株式会社コナウィンズ

1392000160 医療法人社団翔洋会

1392000160 医療法人社団翔洋会

あおい調剤薬局株式会社

事業者の名称

主たる事務所の所在地

東京都町田市南成瀬7-14-1

東京都町田市南成瀬7-14-1

埼玉県坂戸市伊豆の山町24-8

埼玉県坂戸市伊豆の山町24-8

東京都立川市若築町3-3-3

東京都立川市若葉町3-3-3

東京都八王子市大塚784-1

東京都八王子市大塚784-1

東京都練馬区大泉学園町8-24-25

東京都練馬区大泉学園町8-24-25

東京都多摩市鶴牧1-25-2 ヴィークス テージ多摩センター2階

東京都多摩市鶴牧1-25-2 ヴィークス テージ多摩センター2階

介護保険 事業者番号

●東京都告示第千1	
=	
白	
八	
+	

条例第六十七号)第十二条第一項の規定により、知事指定 東京都薬物の濫用防止に関する条例 (平成十七年東京都

令和三年十月二十一日 東京都知事

小

池

百

合 子 薬物を次のとおり指定する。

知事指定薬物の名称

指定理由

別表のとおり

人の身体に使用することにより、

精神に幻覚等の作

 $\equiv$ に被害が生じると認められるため を及ぼし、また、これを濫用することにより、 人の健立

令和三年十月二十二日

号

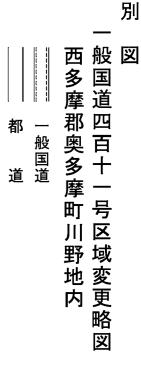
	7相3年10月21日(木曜日)		部 公	翋									
別表】													
_	化学名			通称名	<u>-</u>								
(1)	1 - [1 - (ベンゾ [b] チオフェンー	2ーイル)シ	クロヘキシ	Ber	посу	<b>c</b> 1	i d i	n e	. В	T C I	 P		
`-'	ル〕ピペリジン及びその塩類	_ ,, ,			•				, –				
(2)	N, N-ジエチル-2-{2-[(4-	メトキシフェ	ニル)メチ	Me	toni	ta:	zen	е					
	ル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イ	<b>'</b> ミダゾ <b>ー</b> ルー	1ーイル}										
	エタン-1-アミン及びその塩類												
(3)	キノリン-8-イル=3-[(4, 4-			2 F -	-QMP	SB							
(4)	1-イル) スルフォニル] -4-メチルヘ			4.01	T	4.0		1			T	CII	
(4)	N−(アダマンタン−1−イル) −1−(シ 1H−インダゾール−3−カルボキサミト			ACA	IMIN. A	ACI	1, P	aa	ma	nt	y 1 –	-СП	IVI I IN
				<u>=</u>	=				·国		<i></i>		
								会	週間東京都建設局道路管理部におい	その	の規定により、	道路法	◉東京都告示第千二百八十二号
				変更の	変更の	路線名		令和三年十月二十一日	<b>公</b> 京 契	その関係図面は、	に	法	都生
				概要	区間	石		年	建	図	b,	昭	烹
				安	間			十月	設局	曲は	_	(昭和二十七年法律第百八十号)第	第
				別図	四西悉多	四古		=	道路		般国道の区域を次のように	十七	吉
				表	五摩	四百十一号	東京都知事		管理	和	道	年	기
				亦の	地 郡 内 奥	号	都如	Н	理部	三年	区	法律	Ξ
				別図表示のとおり	多麻		事		にお	十月	域を	第四	号
				ŋ	四番五地内西多摩郡奥多摩町川野字大		小		77	令和三年十月二十一	次	人	
					野				て	<u> </u>	よ	号	
					字大		池		般の	日か	うに	第	
							百		縦		変更		
					$\frac{1}{2}$		百合子		見に	<b>产</b>	変更する。	条	
					津く二百四十		子		縦覧に供する。	ら起算して二	る。	十八条第一項	
					干				Ź。	$\stackrel{\sim}{=}$		項	

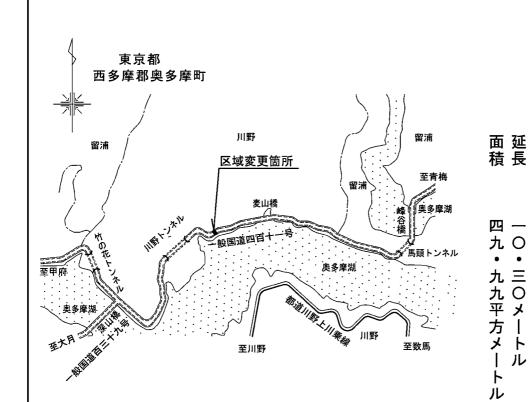
編入区域

三〇メー

ŀ

ル





奥多摩町川野 字大津く 二四四の五 二四四の一 二四四の五 至 青梅 一般国道四百十一号 至 甲府 二三四の一

面 延積 長

四五・

九三メー

1

五三・〇五平方メー

区域変更箇所

青梅市

かわい

西多摩郡奥多摩町

川井

都道上成木川井線

9

至奥多摩

至小丹波

至甲府

別

# ●東京都告示第千二百八十三号

の規定により、 道路法(昭和二十七年法律第百八十号) 般国道の区域を次のように変更する。 第十八条第一 項

変更の区間 路線名

地先から同所五十番一地内まで西多摩郡奥多摩町川井字丹縄四十九番四百十一号

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。その関係図面は、令和三年十月二十一日から起算して二 その関係図面は、 令和三年十月二十一日

東京都知事 小 池 百 合 子

 $\equiv$ 

変更の概要

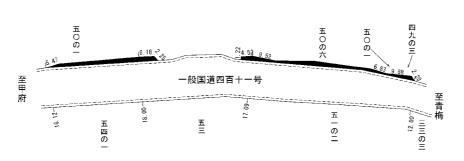
別図表示のとおり

般図 西多摩郡奥多 道 編入区 一般国道 四 百 十 域 道 摩町 号区 劜 并地内 域変更略図

御岳本町 一般国道四百十一号 沢井三丁目 丹三郎 梅澤 みたけ 至青梅 至青梅 ート <sup>至青梅</sup>ル 至御岳山 御岳一丁目

字丹縄

西多摩郡奥多摩町川井



び同番三

完了した。

添えて、

公 告

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第

令和三年十月二十 日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

住所及び氏名 勉

開発区域又は工区に 含まれる地域の名称

二十番一、三百二十二番一及あきる野市伊奈字北伊奈三百 あきる野市伊奈四百五番地

番十三及び同番九十国立市中一丁目七番十二、 同 号港区芝二丁目三十一番十九

九

縦覧場所

届出日

代表取締役 関総合地所株式会社 関岡桂 郎

+

縦覧期間

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

大規模小売店舗立地法

(平成十年法律第九十一号。

以下

+

縦覧時間

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、 舗の変更について届出があったので、 「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店 同条第三項において

とする者は、意見の内容を記載した書面に「□氏名(団体 なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう 四

その届出及び添付書類を縦覧に供する

にあっては団体名及びその代表者の氏名) あっては所在地) 三意見を述べる理由」を記載した書面を 二(住所 (団体に 五.

労働局商工部地域産業振興課 店舗名 に到着するよう提出してください 店舗所在地 令和三年十月二十一日 東京都知事 パシオス多摩境店 (新宿区西新宿) 小 池 一丁目八番一 百 合 子

町田市小山ヶ丘四丁目三番地五

設置者住所 設置者名 十代田区丸の内一丁目五番一号 三菱HCキャピタル株式会社

三

六 <u>Ŧ</u>i. 四 変更後の設置者名 変更前の設置者名 三菱HCキャピタル株式会社 三菱UFJリース株式会社

+

七 変更日 **令和三年四月一日** 

振興課 東京都産業労働局商工部地域産業 令和三年十月五日 号 (新宿区西新宿二丁目八番  $\equiv$ 

京都の休日に関する条例(平成元年二月二十一日まで。ただし、東令和三年十月二十一日から令和四 日を除く。 年東京都条例第十号)に定める休

時までを除く。 分まで。ただし、 午前九時三十分から午後四時三十 正午から午後

八

七 六 Ŧī. 四

稲城市若葉台一丁目五十五番 アクロスプラザ若葉台東 二菱HCキャピタル株式会社

十

縦覧場所

店舗名

店舗所在地

十 九 変更日 届出日 の氏名又は名称

-代田区丸の内一丁目五番一号

変更前の設置者名

三菱UFJリース株式会社

十 二

縦覧期間

設置者住所 設置者名

令和三年十月二十一日から四月以内に東京都産業 十 九 八 七 六 届出日 変更日 縦覧期間 変更後の設置者名 縦覧場所 三菱HCキャピタル株式会社 **手二月二十一日まで。ただし、東令和三年十月二十一日から令和四** 振興課(新宿区西新宿二丁目八番東京都産業労働局商工部地域産業 日を除く。 年東京都条例第十号)に定める休 京都の休日に関する条例(平成元 一号) 令和三年十月五日 令和三年四月一日

縦覧時間 分まで。ただし、正午から午後一午前九時三十分から午後四時三十 時までを除く。

店舗所在地 店舗名 設置者名 三菱HCキャピタル株式会社 稲城市若葉台二丁目八番 アクロスプラザ若葉台

変更前の設置者名 設置者住所 三菱UFJリース株式会社 千代田区丸の内一丁目五番一号

変更後の設置者名 三菱HCキャピタル株式会社 株式会社あさひ ほか一名

変更後の小売業者 変更前の小売業者 の氏名又は名称 株式会社あさひ ほか一 名

令和三年十月五日 **令和三年四月一日** ほか

振興課(新宿区西新宿二丁目八番 東京都産業労働局商工部地域産業

年二月二十一日まで。ただし、東令和三年十月二十一日から令和四

11	令和	3年1	0月	21日(	木曜	日)				東	京	都	Ź	`	報						(第	17443	号)
五.	四	三	$\vec{-}$	_			号	労働	添えて、	あっ	にあ	とす	な	その	準 用	舗の	「法	大			† =	-	
変更前	設置多	設置者名	店舗託	店舗名		令和二	に到主	局商工		ては訴	っては	とする者は、	なお、辻	届出品	するは	変更に	「法」という。	規模小	つい	大	彩	É	
別の計	設置者住所	名	所在地	石		年十	有する	上部地	和三	あっては所在地)	は団体		<b>広第</b> 八	及び添	ば第 五	の変更につい		大規模小売店舗立地法	いて	模小	総         	L F	
の駐車場の	//1					月二	よう	域産	年十		名 及	見の	条第	付書	条第	て届	第	舗立		売店	,-	•	
	采士	松.	н	名 日	東京	令和三年十月二十一日	提出	労働局商工部地域産業振興課	月二十	意見を	びその	内容を	二項の	類を紹	三項の	出がな	六条笠			舗立地	<b>時</b> 公 5	: ロ <i>も</i>	日古
店舗内ほ	五号府	代式会	中央区	館・東橋	東京都知事	Н	してく		一日	述べ	代表	記載	規定	熊覧に	規定	めった	空二項	平成		地法に	時までを	了を見	戸 京都 の
ほか	は灰水	社高品	日本	館・東館)日本橋髙島屋S.	争小		に到着するよう提出してください。	新宿	から	る理由	にあっては団体名及びその代表者の氏名)	した書	法第八条第二項の規定に基づき、	その届出及び添付書類を縦覧に供する。	により	て届出があったので、	の規定	十年		基づく	特までを除く。 分まで。ただし けまでを除く。	する名	18 休日
六	番五号ほか大阪府大阪市中央区難波五	株式会社髙島屋ほか三名	中央区日本橋二丁目四番		池		0	込 西 新	月以	世を	名)	意見の内容を記載した書面に		් ං	次の		定によ	(平成十年法律第九十一号。		大規模小売店舗立地法に基づく変更の	を除く。	は 見る とう はい という はい とい という はい	京形を列覧上录)この休日に関する条例
六百二十九台	区難	か三	自四級	C.	百			宿三	内に支	記載	二住所	一氏名	意見な		とおり	第三	り大児	九十		の届出	正午	5 <del>5</del>	る条件
台	汲 五 丁	名		本館	合 子			(新宿区西新宿二丁目八番一	令和三年十月二十一日から四月以内に東京都産業	三意見を述べる理由」を記載した書面を	)ガ (闭	名 (	意見を述べよう		準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し	同条第三項において	)第六条第二項の規定により大規模小売店	号。		出に	時までを除く。 時までを除く。 年前力限三十分から午後四限三十	を対象を	<b>-</b>
	丁目一		号ほか	新	•			番一	産業	面を	(団体に	(団 体	よう		į	いて	· 売店	以 下			後 一 十	- t	(平成元
								十四四			-	† ∃ :	<u>†</u> :	+		+		九		八	七	六	
														変	数及が	変更後	数し	自 変 更 並	とがっ	車場	とがで 変更前	位置系	位置
								縦覧時間			] ] 	従 計 引	I) ]	変更日	数及び位置自動車の出	俊の駐	数及び位置	単則の計	できる	を利用 展	で利用の表	及びの財	及 び 収
											·	•			一人口	の駐車場の	ĵ	自動車の出入口の変更前の駐車場の	とができる時間帯	車場を利用するこ変更後の来客が駐	とができる時間帯車場を利用するこ変更前の来客が駐	位置及び収容台数変更後の駐車場の	位置及び収容台数
						B	幸分	午	日至	E京	年 «	슈 <i>-</i>	<b>수</b>	슈	()		(		帘				釵
						財物でを除く	持まで。	午前九時三十	日を除く。	<b>គ東京邪条列第上京都の休日に関す</b>	年二月二十一	令和三年十月二十	令和三年十月六日	令和四.		十八箇所		十八箇所		十分までほか年前六時三十二	十分までほか	店舗内ほか	
						を 関 く	と徐く。。ただし、	時三十	く。名	が存む	十 =	中 <sup>4</sup> 十 - 目 -	事 - 3 十 - 5 目	四年六月七日						でほか 野三士	で ほ 三 か	はか	
						·	<u></u>	分か	レ <u>を</u> 5	再と関す	日 -	三	는 . 를	七日		店舗北		店舗北		分 か	がか	六 百	
							正午か	ら午盆	5	テーター	で・	一 日 か				東側ほか		東側ほか		ら午盆	ら午丝	二十九台	
							から午	ら午後四時三十	v 人	定の手	まで。ただし、東	かっ令				か		か		ら午後十一時三	ら午後十一時三	台	
							後一	三十	ŧ	る成れ元	東	和 四								時三	時 三		

_	(第17443号)	東	京	都	公	報	令和3年10月21日(木曜日)	12
発 行								
発 電話 ○三(五三二一)一一一一(代)   郵(石三二十一)一一一一(代)   郵(居三一十一)   平京都新宿区西新宿二丁目八番一号   番   号(1)     1     1     1     1     1     1								
都								
三 宿								
五 四								
三新 京 📙								
- <u>  </u>								
→ 頁 _ 1								
一 八 一 番								
() 一								
シーケー語   配価番号								
定 価								
一本								
. 胃 7								
野   送 六								
料 、   を 六								
含 三 [								
印刷所								
電 東 勝								
ਜ਼								
○ 文 _								
八								
三一株								
五月式								
(解送科を含む。)□「電話(○三(三八一二)五二○一(代))解113一一箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号10日   一								
(代表								
ご号社								
郵便番号 ┃ [13-0001 ┃								
FSC ミックス 紙 FSC* C006270								
FSC ミックス								
FSC* C006270								